

食品表示法における酒類の表示
のQ & A

平成 27 年 4 月
国 税 庁

食品表示法における酒類の表示のQ & A 目次

【総則】

- (問 1) どのような食品が食品表示基準の適用を受けますか。
- (問 2) 食品表示基準では、加工食品は一般用加工食品と業務用加工食品に区分されますが、それぞれどのような酒類が該当しますか。
- (問 3) 主に業務用として流通している生ビールの樽容器については、一般用加工食品に該当しないと考えてよいですか。
- (問 4) 詰め合せ酒類の表示方法はどうすればよいですか。
- (問 5) タンクローリーなどの通い容器についても表示義務が課されますか。
- (問 6) 食品表示法に基づく食品関連事業者の表示を行った場合、酒類業組合法上の表示義務者の表示はしなくてもよいですか。
- (問 7) 表示に関して、公正競争規約との関連はどうなるのですか。

【一般用加工食品】

- (問 8) 酒類にはどのような事項を表示すればよいですか。
- (問 9) 酒類において、表示の省略ができる事項はありますか。
- (問 10) 酒類に表示する文字の大きさは変わりますか。
- (問 11) 食品表示基準で使われている「おおむね 30 平方センチメートル」及び「おおむね 150 平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲まで指すのですか。
- (問 12) 食品関連事業者の表示方法を教えてください。
- (問 13) 酒類業組合法上の表示義務者が食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どのような項目名で表示すればよいですか。
- (問 14) 食品表示基準別記様式一の備考 12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。
- (問 15) 加工食品の定義における「製造」や「加工」とは、具体的にはどのような行為を示すのですか。
- (問 16) 1.8L や 720ml のみ表示するなど、「内容量」の項目名を省略して表示することができますか。
- (問 17) 食品表示基準では「内容量」と表示することとされていますが、従来どおり「容量」と表示できますか。
- (問 18) どのような場合に、一括表示部分の「内容量」の表示を省略することができますか。
- (問 19) 「添加物」の事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と区分して表示する方法について教えてください。
- (問 20) 酒類について、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示は義務化されたのですか。
- (問 21) 清酒に、「糖類不添加」と表示することはできますか。
- (問 22) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示が省略できない場合には、どのようなケースがありますか。
- (問 23) アルコールと果汁を混和した酒類について、「糖類無添加」又は「糖類不使用」と表示できますか。

(問 24) 糖類表示を行う場合は、以下の表示が必要となりますか。

【例】炭水化物

－糖質

－糖類

－食品繊維 ※ 「－」は省略可。

(問 25) 酒類にアレルギー表示は要しないこととされていますが、任意表示として、特定原材料〇〇が検出されない場合、「〇〇を使用していません」と表示をすることはできますか。

(問 26) 酒類は、機能性表示食品の対象となりますか。

(問 27) 栄養機能食品の表示で、留意すべき事項はありますか。

(問 28) 別記様式一の備考 11 にある「枠を表示することが困難な場合」とは、具体的にどのような場合を指しますか。

また、食品表示基準第 8 条第 3 号によれば、「枠」は必ずしも必要でないと考えてよいですか。

【業務用加工食品】

(問 29) 業務用加工食品の場合、酒類にはどのような表示をすればよいですか。

(問 30) 業務用加工食品の場合、字の大きさや書き方に規制はあるのですか。

【附則】

(問 31) 食品表示基準の施行に当たっては、経過措置が設けられていますか。

(総則)

(問1) どのような食品が食品表示基準の適用を受けますか。

(答) 食品表示法第2条第3項第1号に規定する食品の製造・加工・輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者や食品関連事業者以外の者(バザー等で販売する者など、販売を業としない者)が、加工食品(酒類を含む。)、生鮮食品又は添加物を販売する場合及び不特定多数の者に対して無償で譲渡する場合に適用を受けます。

なお、配合飼料のように食品でないものは対象とはなりません。

よって、酒類は加工食品の一つとして、食品表示基準の対象となります。

(食品表示基準第2条第1項第1号、別表第一 25 飲料等)

(問2) 食品表示基準では、加工食品は一般用加工食品と業務用加工食品に区分されますが、それぞれどのような酒類が該当しますか。

(答) 酒類においては、消費者に販売される容器包装に入れられた酒類が「一般用加工食品」に該当し、酒類製造業者間で未納税取引されているような酒類は「業務用加工食品」に該当します。

(食品表示基準第2条第1項第3号、同第3条第1項)

(問3) 主に業務用として流通している生ビールの樽容器については、一般用加工食品に該当しないと考えてよいですか。

(答) 例えば、生ビールの樽容器など、通常、業者向けにのみ流通・販売する酒類であっても、それが実際に消費者に販売されている場合には、一般用加工食品に該当します。

なお、業者向けにのみ販売する酒類であって、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを取引時に書面等で明確に示しているにもかかわらず、酒類製造業者や酒類卸売業者の意に反して、購入した酒類小売業者が消費者に販売した場合の表示責任は、消費者に販売した酒類小売業者が負うこととなります。

(問4) 詰め合せ酒類の表示方法はどうすればよいですか。

(答) 詰め合せ酒類の場合でも、外装（小売のための包装）に表示する必要があります。

ただし、購買者の求めに応じて詰め合わせ内容がその都度変わる場合は、外装は単なる化粧箱に過ぎないと考えられるので、外装には表示を要しません。

(問5) タンクローリーなどの通い容器についても表示義務が課されますか。

(答) 食品表示基準においては、最終製品における表示の正確性を確保するため、タンクローリーなどの通い容器についても表示義務の対象とします。通い容器に関する全ての義務表示事項は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めることにしています。

なお、タンクローリーなどの通い容器は、容器包装に該当しないことから、通い容器による販売は食品表示基準第11条の表の「容器包装に入れないで販売する場合」に該当します。（具体的な表示事項については、問29をご確認ください。）

(問6) 食品表示法に基づく食品関連事業者の表示を行った場合、酒類業組合法上の表示義務者の表示はしなくてもよいですか。

(答) 食品表示法と酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）の目的は異なっていることから、それぞれの法律で必要な表示事項も異なっています。

したがって、共通する表示事項は一つの表示で両方の法律における必要な表示がされたものとなります。また、食品表示法と酒類業組合法で異なる表示事項は、それぞれの法律に基づく表示を行う必要があります。

なお、これらの事項は、一括表示部分に表示することができます。

※ 食品関連事業者とは、食品の製造、加工、輸入又は販売を業とする者のことをいい、食品表示基準では、これらのうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示することとされています。（食品表示法第2条第3項第1号、食品表示基準第3条第1項）

(問7) 表示に関して、公正競争規約との関連はどのようなのですか。

(答) 公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法に基づいて、消費者庁及び公正取引委員会が認定したものであり、これは品目ごとの公正取引協議会の会員が表示の義務を負うものです。

表示に際しては、食品表示法のみならず、公正競争規約の規定もご確認ください。

(一般用加工食品)

(問8) 酒類にはどのような事項を表示すればよいですか。

(答) 食品表示基準においては、酒類について以下の事項を表示する必要があります。

「名称」、「添加物」、「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、
「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」、
「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」、「遺伝子組換え食品に関する事項」
(食品表示基準第3条第1項、同条第2項)

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」、「アレルゲン」、「原産国名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。(食品表示基準第5条)

なお、酒類の原材料名及び原産国名の表示については、別途、清酒の製法品質表示基準(平成元年11月 国税庁告示第8号)により義務付けられているほか、公正競争規約などに基づく表示が行われています。

(問9) 酒類において、表示の省略ができる事項はありますか。

(答) 酒類については、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量」*の表示を省略することができます。

ただし、これらの事項を省略しないで表示する場合には、食品表示基準に沿った表示をする必要があります。(食品表示基準第3条第3項)

※ 栄養表示(栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示)をしない場合に限りです。

(食品表示基準第3条第3項の表中の《栄養成分の量及び熱量》の下欄)

(問 10) 酒類に表示する文字の大きさは変わりますか。

(答) 食品表示基準において文字の大きさは統一され、これまで食品衛生法の運用として酒類に認められていた当分の間の取扱い（原則 7.5 ポイント以上、表示可能面積が狭い場合は 5.5 ポイント以上）は無くなります。

食品表示基準で定める表示事項については、消費者に販売される一般用加工食品の場合は、原則 8 ポイント以上（表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものは、5.5 ポイント以上）の文字の大きさで表示する必要があります。

(食品表示基準第 8 条第 9 号)

また、酒類は酒類業組合法に基づき品目（食品表示基準では「名称」）の表示が義務付けられており、容器の容量と文字の数により文字の大きさを定めていますが、最低ポイント数を食品表示基準に合わせるなど、同基準との整合性を図っています。

(「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）」(平成 27 年 4 月 1 日付課酒 1-11))

(問 11) 食品表示基準で使われている「おおむね 30 平方センチメートル」及び「おおむね 150 平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲まで指すのですか。

(答) 容器包装の形状や義務表示対象となる事項の字数は、個々の食品により異なるため、表示可能面積 30 平方センチメートル及び 150 平方センチメートル以下を基本としつつ、個々のケースに応じて判断することとなります。

(問 12) 食品関連事業者の表示方法を教えてください。

(答) 表示責任者である食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を、「製造者」、「加工者」、「販売者」、「輸入者」のいずれかの項目名を付して、一括表示部分に表示する必要があります。

項目名については、表示を行う者（表示内容に責任を有する者）が当該製品の製造業者である場合には「製造者」、加工業者である場合は「加工者」、輸入業者にあつては「輸入者」とすることが基本です。

なお、製造業者、加工業者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示を行うことも可能です。この場合、項目名は「販売者」としてください。

(問 13) 酒類業組合法上の表示義務者が食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どのような項目名で表示すればよいですか。

(答) 酒類業組合法上の表示義務者が、食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どの者が酒類業組合法上の表示義務者かを明確にするため、その取引形態に応じて、以下のとおり項目名を表示するようにしてください。

【食品表示法上の表示責任者以外の酒類業組合法上の表示義務者の項目名】

- 実際に酒類を製造（加工）した酒類製造業者の場合
⇒ 「酒類製造業者」又は「製造場」
- 酒類を保税地域から引き取る者の場合 ⇒ 「輸入元」
- 詰口後の酒類を仕入れて販売する者の場合 ⇒ 「販売元」

(例) 販売者 A(株) 東京都〇〇区… (食品表示法上の表示責任者)

製造場 B(株) 神奈川県〇〇市… (酒類業組合法上の表示義務者)

(問 14) 食品表示基準別記様式一の備考 12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。

(答) 一括表示枠内には、食品表示基準別記様式一において規定されている事項のほか、公正競争規約、その他法令により定められているものに加え、消費者の選択に資する適切な表示事項を表示することができます。具体的には、「使用上の注意」などが考えられます。

この場合、「保存方法」と「使用上の注意」は異なるものであるため、誤認が生じないように、項目名を明らかにして表示するようにしてください。

(問 15) 加工食品の定義における「製造」や「加工」とは、具体的にはどのような行為を示すのですか。

(答) 一般的に、①「製造」とは、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出すこと、②「加工」とは、あるものを原料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することをいいます。

具体的には、酒税法上の製造行為のほか、最終製品（酒類）の商品規格とするための混和（モルトウイスキーとグレーンウイスキーをブレンドする）などにより本質的に異なる新たな物を作り出す行為が製造に該当します。

一方で、自ら製造していない酒類を容器に詰めたり、ろ過するなど、その本質が保持される行為は、加工に該当します。

(問 16) 1.8L や 720ml のみ表示するなど、「内容量」の項目名を省略して表示することができますか。

(答) 内容量の表示に当たっては、「〇〇ml」、「〇〇L」のように単位を明記することが必要であり、内容量を名称とともに主要面に表示する際にも、単位が明記されていれば、消費者は内容量の表示であることを十分理解できると考えられます。

したがって、商品の主要面において内容量を表示する場合には、「内容量」の項目名については省略することが可能です。

(問 17) 食品表示基準では「内容量」と表示することとされていますが、従来どおり「容量」と表示できますか。

(答) 食品表示基準においては、酒類も「内容量」として表示する必要があります。

酒類については、酒類業組合法で「容器の容量」を表示することとされていますが「内容量」の表示に統一することとしています。

なお、表示については食品表示基準の経過措置期間内（平成 32 年 3 月末まで）に改める必要があります。

（食品表示基準第 8 条第 3 号、別記様式一、同附則第 4 条、

「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）」（平成 27 年 4 月 1 日付課酒 1 -11））

(問 18) どのような場合に、一括表示部分の「内容量」の表示を省略することができますか。

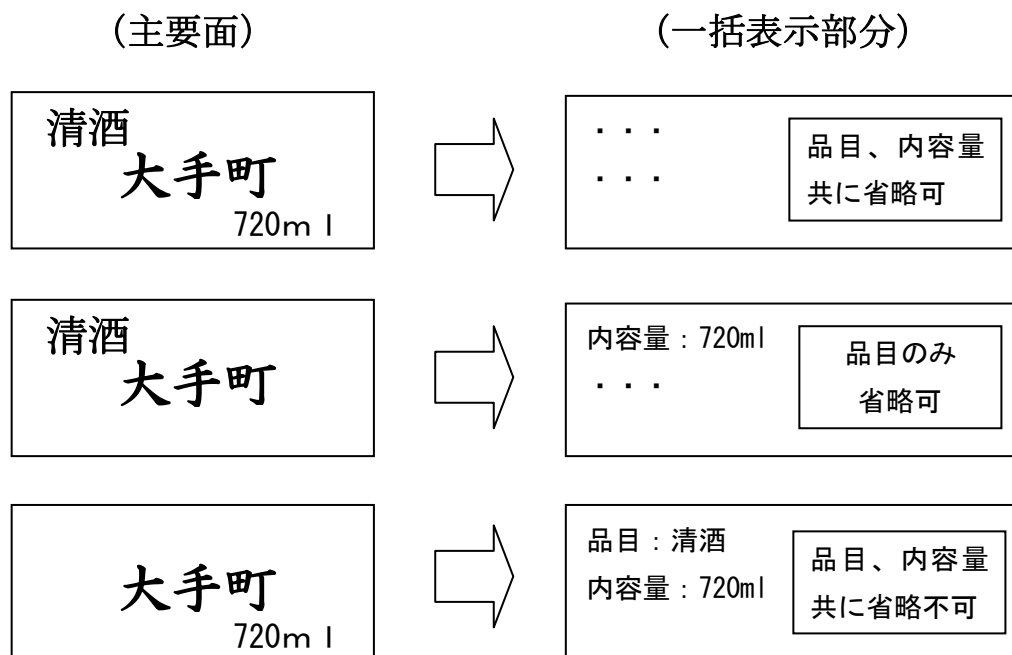
(答) 食品表示基準においては、「名称」や「内容量」などの事項欄*を一括表示することとしていますが、清酒やビールなどの名称（品目）と共に商品の主要面に内容量を表示した場合には、事項欄を省略して表示できます。

なお、名称を裏ラベルなど主要面以外の場所に一括表示する場合には、「名称：清酒」など項目名の表示が必要ですが、「名称」に代えて「品目」と表示できます。

(食品表示基準 8 条第 4 号、別記様式一 備考 1 及び 8)

※ 例えば、「内容量」の事項欄とは、一括表示として表示される「内容量：720ml」の表示部分のことをいいます。

【表示例】



(問 19) 「添加物」の事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と区分して表示する方法について教えてください。

(答) 原材料（麦芽）と添加物（苦味料）を明確に区分する方法として、以下の方法が考えられますが、これらに限定するものではありません。ただし、例えば、区切りを入れずに連続して表示することはできません。

(食品表示基準 別記様式一 備考 2)

① 原材料と添加物を記号で区分して表示する。

原材料名	麦芽／ 苦味料
------	---------

② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	麦芽 苦味料
------	-----------

③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	麦芽
	苦味料

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。(食品表示基準第5条)

(問 20) 酒類について、栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量の表示は義務化されたのですか。

(答) 酒類については、栄養成分の量及び熱量の表示は義務化されておらず、表示を省略^{*}することができます。

なお、省略しないで栄養成分の量又は熱量を表示した場合には、食品表示基準に沿った表示を行う必要があります。

(食品表示基準第3条第3項)

※ 栄養表示(栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示)をしない場合に限り、

(食品表示基準第3条第3項の表中の《栄養成分の量及び熱量》の下欄)

(問 21) 清酒に、「糖類不添加」と表示することはできますか。

(答) 清酒は麹菌の作用により、原料の米を糖化させた後にアルコール発酵させて製造しているため、通常、原料に含まれる糖類よりも製品に含まれる糖類が増加していると考えられます。

このため、一般的には食品表示基準第7条の表中の《糖類を添加していない旨》の要件の三「酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと」を満たさないため、糖類を原料として使用していない場合であっても表示することはできないこととなります。

(問 22) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示が省略できない場合には、どのようなケースがありますか。

(答) 栄養表示を任意に表示した場合には、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示を省略できないこととなります。

例えば、問 21 に該当しない酒類で、糖類不添加の旨を表示するに当たっては、糖類の表示を行う場合に、併せて栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示をする必要があります。

(食品表示基準第 3 条第 3 項)

(問 23) アルコールと果汁を混和した酒類について、「糖類無添加」又は「糖類不使用」と表示できますか。

(答) アルコールと果汁を混和した酒類については、添加糖類の代用として果汁が使用されていない場合は、自然果汁よりも高濃度の果汁、乾燥果実ペースト等を使用している場合を除き、「糖類無添加」等の表示ができます。

(問 24) 糖類表示を行う場合は、以下の表示が必要となりますか。

【例】炭水化物

－糖質

－糖類

－食物繊維 ※ 「－」は省略可。

(答) 糖質を表示する場合には、食物繊維とセットで表示する必要がありますが、糖類のみを表示することも可能であり、問の例のほかに、以下の表示も認められます。

(食品表示基準 別記様式三 備考 4)

【例】炭水化物

－糖類 ※ 「－」は省略可。

(問 25) 酒類にアレルギー表示は要しないこととされていますが、任意表示として、特定原材料〇〇が検出されない場合、「〇〇を使用していません」と表示をすることはできますか。

(答) 「使用していない」旨の表示は、必ずしも「含んでいない」ことを意味するものではありません。これは、表示をする者が、特定原材料等の使用の有無について、製造記録などにより適切に確認したことを意味するものです。

製造工程でのコンタミネーション^{※1}を含めて、特定原材料〇〇^{※2}を使用していないことが管理可能であれば、「〇〇を使用していない旨」の表示は可能です。

ただし、特定原材料〇〇が検出されないことを根拠とした「〇〇が含まれていない旨」の表示は認められません。

※1 コンタミネーションとは、食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギーが微量混入してしまう場合をいいます。

※2 アレルギーを含む食品として、加工食品に表示が義務付けられているもの（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）。

(問 26) 酒類は、機能性表示食品の対象となりますか。

(答) 機能性表示食品[※]の対象から、アルコールを含有する飲料は除外されているため、酒類は対象となりません。

(食品表示基準第2条第1項第10号)

※ 機能性表示食品とは、疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品であって、当該食品に関する表示の内容等を消費者庁長官に届け出たものをいいます。

(問 27) 栄養機能食品の表示で、留意すべき事項はありますか。

(答) 酒類について、栄養機能食品の表示をすることは望ましくないと考えます。

(参考：食品表示基準Q&A（平成27年3月 消費者庁食品表示企画課）より抜粋)

(加工-228の問) 栄養機能食品の表示が望ましくない食品はありますか。

(答) 例えば、ビール等のアルコール飲料や、ナトリウム、糖分等を過剰に摂取させることになる食品等は、栄養機能食品の表示をすることによって、当該食品が健康の保持増進に資するという一面を強調することになりますが、摂取による健康への悪影響も否定できないことから、栄養機能食品の表示をすることは望ましくないと考えます。

(問 28) 別記様式一の備考 11 にある「枠を表示することが困難な場合」とは、具体的にどのような場合を指しますか。

また、食品表示基準第 8 条第 3 号によれば、「枠」は必ずしも必要でないと考えてよいですか。

(答) 別記様式一に基づき表示するのが基本ですが、別記様式による表示と同等程度に消費者が一見して判別できるようまとめて分かりやすく表示されていれば、必ずしも枠囲いして表示しなくても差し支えありません。

(食品表示基準第 8 条第 3 号)

(業務用加工食品)

(問 29) 業務用加工食品の場合、酒類にはどのような表示をすればよいですか。

(答) 食品表示基準においては、業務用加工食品に該当する酒類について以下の事項を表示する必要があります。

なお、食品表示基準においては、業務用加工食品に対して「内容量」の表示を義務付けていませんが、酒類は、酒類業組合法第 86 条の 5 の規定により表示が義務付けられているため、「内容量」の表示が必要となります。

「名称」、「添加物」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、
「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」^(注)、
「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」^(注)
(食品表示基準第 10 条第 1 項)

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」、「アレルゲン」、「原産国名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。(食品表示基準第 5 条)

なお (注) の表示事項は、タンクローリーなどの通い容器の場合には表示を要しません。

(問 30) 業務用加工食品の場合、字の大きさや書き方に規制はあるのですか。

(答) 業務用加工食品については、消費者にとって分かりやすい表示を行わせるための規制(一括表示、活字の大きさ、文字の色等)を適用しませんので、例えば、「名称」等の項目名を記載する必要はありません。ただし、その際には、取引の相手方に名称等の情報が伝わるように記載しなければなりません。

(附則)

(問 31) 食品表示基準の施行に当たっては、経過措置が設けられていますか。

(答) 加工食品(酒類を含む)については、5年間の経過措置期間が設けられています。

平成 32 年 3 月末までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。)及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、なお従前の例によることができます。(食品表示基準附則第 4 条)

なお、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」の表示のうち、製造所固有記号に関する部分については、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなっています。(食品表示基準附則第 1 条)

※ 「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」の表示事項についても、食品表示基準附則第 4 条により平成 32 年 3 月末までの経過措置が設けられています。